

## 令和8年度サービス・活動C（短期集中予防サービス）導入支援事業 業務委託仕様書

### 1 委託事業名

令和8年度サービス・活動C（短期集中予防サービス）導入支援事業

### 2 目的

この仕様書は、委託者三重県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する前記1の事業に係る業務（以下「委託業務」という。）について、その内容及び実施方法を定めるものとする。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 履行場所

三重県内

### 5 対象者

県内市町（ただし、以下「6 委託業務の内容等」のウ、エについては公募により選定する1市町又は1地域のモデル自治体を伴走支援の対象とする。）

### 6 委託業務の内容等

#### (1) 目的

高齢者においては加齢による身体機能の自然な低下に加え、運動不足、栄養不足（低栄養）、社会的孤立など複合的な要因から、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の間である、いわゆるフレイル状態に陥りやすいことがわかっている。

そのため、多くの高齢者の方が健康でいきいきとした生活を送れるよう、要介護状態へ進んでしまう前にフレイル状態にあることを早期に発見し、早期に介入（予防・改善）することが重要である。

本事業は、生活機能の低下がみられる高齢者に対し、保健・医療の専門職が3ヶ月程度の期間限定で集中的にリハビリやプログラムを提供し、心身機能だけでなく、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも行うことで、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加につなげる介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業という。」）のサービス・活動C（短期集中予防サービス。以下「サービス・活動C」という。）に取り組む（予定を含む。）市町に対して、研修や訪問、助言等により一定期間の支援を行うほか、他事業（地域ケア会議、一般介護予防事業、生活支援体制整備事業等）との連携など効果的に事業を実施できるよう支援を行い、フレイル・要支援状態に陥った高齢者に対する自立支援の取組（要支援者等のセルフマネジメント能力向上や社会参加を推進等）を促進することを目

的とする。

## (2)業務の内容

令和6年8月の地域支援事業実施要綱の改正を踏まえたサービス・活動Cをはじめとする総合事業の見直しの必要性等を県内市町に広めるとともに、モデル自治体等へのサービス・活動Cに係るサービス提供体制の構築支援を行い、フレイル・要支援状態に陥った高齢者に対する自立支援の取組の促進を図るため、下記の業務を行う。

### ア 総合事業の見直しに関する研修会の開催

令和6年8月の地域支援事業実施要綱の改正を踏まえたサービス・活動Cをはじめとする総合事業の見直しの必要性を改めて周知することを目的として、県内市町を対象に、1回（2時間程度）研修会を実施する。

### イ サービス・活動C導入支援（見直しを含む。）に関する説明会、市町への相談対応の実施

サービス・活動C導入（見直しを含む。）支援を希望する市町が、サービス・活動Cを導入する（見直しを含む。）効果や支援内容を十分に理解できるよう説明会を1回（2時間程度）以上実施およびサービス・活動C導入（見直しを含む。）支援に関する相談対応を行う。

### ウ サービス・活動Cに係るサービス提供体制の構築支援

モデル自治体におけるサービス・活動Cの位置付け・役割の明確化を図るとともに、当該自治体のリハビリテーション専門職や地域包括支援センター等と連携したサービス提供体制を構築する。具体的には次の項目（ア）から（オ）についてモデル自治体と協議・調整の上、実施すること。

（ア） モデル事業実施用資料等作成（庁内調整に向けた効果試算、サービス・活動Cの実施基準等の改正案の作成、住民向け案内資料案の作成等）

（イ） 地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、市町内事業者および介護専門職等モデル事業に携わる関係者への説明を2回（2時間程度／1回）以上実施

（ウ） モデル事業におけるプログラム実施者への研修（リハビリテーション専門職向け研修を計2回（2時間程度／1回）以上、生活支援コーディネーター等向け研修を2回（3時間程度／1回））、モデル期間中の伴走支援の実施

（エ） 市町等及び関係者との連絡調整、協議を5回（2時間程度／1回）以上実施

（オ） 次年度以降の本導入に向けた協議、検討支援を1回（2時間程度／1回）以上実施

### エ サービス提供体制の構築支援の実施結果評価

モデル自治体において実施したサービス・活動Cに係る伴走支援の結果評価を行うとともに、モデル自治体と協議・調整の上、次年度に向けた事業の見直しや新たな取組等を提案する。

オ モデル自治体支援報告書の作成

モデル自治体以外の市町にもその成果を広め横展開するため、報告資料（A 4 版裏表 8 枚程度）を作成し、県のリハビリテーション専門職団体、市町等、地域包括支援センター等 100 箇所以上に送付すること。

カ その他、サービス・活動Cに係るサービス提供体制の構築支援において、委託者が必要と認めるもの。

(3) 書類の提出

ア 【様式1】事業状況報告書

令和8年10月末までの状況を令和8年11月30日までに提出するものとする。

イ 【様式2】事業実績報告書

事業終了後1か月以内又は令和9年3月31日までのいずれか早い日に提出するものとする。

7 個人情報の取扱いについて

個人情報については別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を遵守すること。これに基づき受託者は、

- ・個人情報の責任体制等を記載した書面を委託者に提出する。
- ・個人情報の受け渡し、廃棄・消去にあたっては書面による確認を行う。
- ・個人情報を管理するための台帳を整備する。
- ・個人情報の取扱いについて、委託者からの点検を受ける。

なお、見積書の提出にあたって、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者等に対する罰則規定がある。

8 暴力団等の排除について

受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

なお、受託者が(2)又は(3)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

9 その他

- (1) 本契約について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でもその履行上当然必要な事項については、甲乙のそれぞれの責任者が協議の上、これを行うものとする。
- (2) 乙は、当該事業を実施する上で知り得た甲の業務上の秘密を他人に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。
- (3) 甲は、本業務の実施にあたり、乙が必要とする資料や情報等の提供を支障のない範囲で協力するものとする。
- (4) 本業務に係る監査等が行われる際、乙は協力すること。
- (5) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 乙は、事業完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、甲の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。